

**公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画**

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：神奈川県内広域水道企業団用水供給事業会計

事業名	用水供給事業		
事業開始年月日	昭和44年7月17日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	神奈川県内広域水道企業団	職員数* (H19. 4. 1現在)	436
構成団体名	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費 (円)	62 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	334,503 (H17)
累積欠損金 (百万円)	15,145 (H17)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	△15,145 (H17)
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.85 (H18)
資金不足比率 (%)	資金不足額なし	実質公債費比率* (%)	17.1% (H18)
		経常収支比率* (%)	97.5% (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
--

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
 3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	神奈川県内広域水道企業団経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	企業長職務代理人 神奈川県内広域水道企業団副企業長 高橋 成治
既存計画との関係	<input type="radio"/> 経営改革プラン (平成17年度～平成26年度) <input type="radio"/> 経営改革推進アクションプラン (平成17年度～平成21年度) <input type="radio"/> 地方債同意等基準に基づく公営企業経営健全化計画 (平成17年度～平成26年度)
公表の方法等	<input type="radio"/> 神奈川県内広域水道企業団ホームページ ( <a href="http://www.kwsa.or.jp/">http://www.kwsa.or.jp/</a> ) 等に掲載。 <input type="radio"/> 神奈川県内広域水道企業団平成20年1月議会（常任委員会）における説明を予定。
基本方針	平成17年度には、水需要の低迷という厳しい構成団体の経営環境に的確に対応するため、中・長期的な主要施策の見直しを行い、経営体質の更なる改善と安全・良質・低廉な用水供給を維持強化する指針として、経営改革プラン（平成17～平成26年度）を同年度11月に策定しました。 経営改革プランでは、経営理念を明確化するとともに、更なる経営努力により用水供給料金の軽減を図るため、「組織のスリム化」「職員数の到達目標と人件費の削減」「施設整備計画の見直し」を戦略目標に掲げています。 さらに、戦略目標の重要課題である「組織の再編・スリム化」を円滑に推進するため経営改革推進アクションプランを同年度12月に策定しています。 なお、経営改革プランの策定に伴い、現行の財政計画を平成18年度と平成19年度について見直し、直営事業基本料金について平均△12.39%の負担軽減を実施しています。 本健全化計画を策定し、引き続き経営改善に取組み、繰越欠損金の解消をめざします。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		9,981	5,660	15,641
	補償金免除額		2,174	1,246	3,420
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		14,079	4,446	18,525

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	11,572,424	9,980,559	5,659,590	27,212,573
合 計 (A)		11,572,424	9,980,559	5,659,590	27,212,573
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		11,572,424	9,980,559	5,659,590	27,212,573

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	17,296,663	13,928,361	4,445,735	35,670,759
合 計 (A)		17,296,663	13,928,361	4,445,735	35,670,759
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		17,296,663	13,928,361	4,445,735	35,670,759

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p><b>1 事業環境</b>            水需要は、給水人口が増加しているにも係らず、長期的にはピークとなる平成4年度の3,143千<math>m^3</math>/日（4構成団体1日平均給水量）から、平成17年度には2,906千<math>m^3</math>/日と大きく低迷しており、最近5ヵ年では横這い傾向を示しているものの、構成団体の水道事業経営を圧迫しています。            平成17年度において、企業団及び構成団体総体の給水能力（1日給水可能量）のうち、企業団は約56%を占めておりますが、構成団体給水量に占める給水実績は50%となっています。            なお、給水量は、構成団体の施設更新に伴い企業団受水に切替えたこと等から増加傾向にあります。</p> <p><b>2 地域特性</b>            神奈川県は、県東部地域に産業経済及び住宅の地盤を有し、県西部地域にそれを支える丹沢山系などの水源を有しています。            こうした地勢を背景に、県西部の酒匂川下流（小田原市飯泉付近）及び県央の相模川下流から県東部の川崎市や三浦半島の先端まで水道用水を供給する水道施設を維持・運転しています。</p> <p><b>3 損益の状況</b>            料金原価の算定にあたり、料金算定期間における資金所要額を原価として料金を算定する資金ベースを採用しています。            資金ベースの採用は、直接的には損益の結果に結びつきませんが、平成13年度以降、宮ヶ瀬ダムの本格稼動に伴い資産を振替えた結果、減価償却費が大幅に増加し、収益的収支は悪化しています。            最近5ヵ年では、構成団体への給水量の増加と経常的経費等の縮減の取組みにより黒字に転じた平成17年度を除いては、赤字が続いております。</p> <p>さらに、平成18・19年度は、この間の経営努力による資金改善を背景とした直営事業基本料金の減免措置（平均12.4%）を実施したことに伴い、4構成団体の料金水準を引下げることができたものの、平成18年度末の繰越欠損金は約169億円となる見込みです。</p> <p><b>4 今後の見通し</b>            収益的収支のうち支出については、職員給与費等経常的経費削減の取組みをすすめ、減価償却費及び支払利息（資本費）が漸減傾向を示すことから、改善が見込まれますが、収入について更なる受水費負担軽減に努めることから、損益収支は一時的に悪化しますが、その後は改善が見込まれます。            また、資本的収支についても、相模川水系建設事業（第1期）が完成にむけた最終調整局面にはいっており、以降は施設更新等整備事業が主体となり事業費総体は減少します。            本事業の実施にあたり、事業費を圧縮し財源となる企業債の充当率を引き下げますが、また、企業債元利償還金（実償還ベース）は平成16年度をピークに漸減傾向であることから、資本的収支はほぼ横這いで推移していくものと思われま            す。            資金収支は、損益収支等の改善により、相対的には資金改善が図られるものと見込まれます。</p>
経営課題	<p><b>課 題 ① 組織のスリム化</b>            経営改革プランに定めた戦略目標である組織（部、課、係）の再編、統合及び削減は、平成18年度において、2部17課53係となっており、計画を上回って（プラン比△3係）推移しています。            相模川水系建設事業（第1期）が完成にむけ最終調整局面にはいっていることから、維持管理体制への速やかな移行、団塊の世代職員の大量定年退職＝大量再任用時代における人的資源の有効活用と組織活力の維持増進を実現するため、今後も目標達成（平成23年度：2部12課34係）に向け、業務の効率化と集約化を踏まえた組織の再編統合を進めていきます。</p> <p><b>課 題 ② 職員数の到達目標</b>            経営改革プランに定めた戦略目標である職員数の到達目標は、平成18年度において、常勤職員434名・再任用職員8.8名（注）となっており、計画を上回って（プラン比常勤職員△6名）推移しています。            平成20年代の大量再任用時代前期における人的資源の有効活用と新規補充の抑制を実施し、組織のスリム化を実現するため、今後も目標達成（平成26年度：常勤職員312名、再任用職員80名）に向け、人員抑制を進めていきます。</p> <p>（注） 再任用職員は、短時間（32時間/週）勤務職員であり、職員数の表示は実員数に0.8を乗じた値である。</p>

	<p><b>課 題 ③ 人件費の削減</b></p> <p>人件費（職員給与費）については、これまでも、特殊勤務手当の見直し等削減努力に取り組んでいますが、さらに、平成18年度中に、国の給与構造改革に準じ、給料表の改定及び給与制度運用の改善を実施（平成19年4月1日から適用。）しています。</p> <p>経営改革プランに定めた給与水準の適正化、諸手当の削減と廃止による人件費の削減を達成するため、引き続き削減に努めるとともに、構成団体との給与水準の均衡を図ります。</p>
	<p><b>課 題 ④ 更新投資の見直し</b></p> <p>安定供給の確保、事故・災害に強い水道、安全で良質な水道水の供給を持続・強化するため、引き続き必要な整備を推進します。</p> <p>施設更新改良計画事業については、経営改革プランにおいて、施行時期及び整備水準を見直し上で、コストの縮減等計画の再構築（全体計画額：約197億円）をはかっていますが、財源となる企業債への依存率も徐々に引き下げ財務体質の改善をはかるとともに、計画の着実な遂行に努めていきます。</p> <p>相模川水系建設事業（第1期）は、平成19年度の最終予定工期内の完成にむけ終盤をむかえています。平成19年2月には事業費の見直しを行い、総事業費の減額（約55.5億円）を行いました。</p>
<b>留 意 事 項</b>	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	93.8%	91.3%	94.5%	99.8%	95.1%	97.6%	97.8%	100.6%	102.9%	105.1%	
総収支比率(法適用) (%)	94.5%	92.1%	95.5%	100.6%	96.3%	98.7%	98.5%	101.3%	103.5%	105.7%	
経常収支比率(法適用) (%)	94.5%	92.1%	95.5%	100.8%	96.3%	98.7%	98.5%	101.3%	103.5%	105.7%	
営業収支比率(法適用) (%)	128.5%	124.0%	126.3%	132.4%	123.9%	125.9%	122.7%	124.1%	125.8%	127.1%	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	17.9%	27.6%	32.3%	31.7%	37.4%	38.8%	41.6%	40.0%	36.7%	30.9%	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	3.8%	3.6%	3.1%	2.7%	2.5%	2.2%	2.0%	1.8%	1.5%	1.3%
	うち基準内繰入金 (%)	3.8%	3.6%	3.1%	2.7%	2.5%	2.2%	2.0%	1.8%	1.5%	1.3%
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	46.6%	37.5%	38.7%	52.9%	37.3%	6.3%	14.9%	48.1%	52.2%	53.2%
	うち基準内繰入金 (%)	46.6%	37.5%	38.7%	52.9%	37.3%	6.3%	14.9%	48.1%	52.2%	53.2%
	うち基準外繰入金 (%)										
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>企業団では、従来から資金ベースによって原価算定を行い、固定費は基本料金で、変動費は使用料金で回収しています。</p> <p>基本料金については、構成団体の配分水量に応じて設備投資を行ったことから、配分水量比で基本水量を設定しています。</p> <p>また、使用料金は構成団体の受水計画をもとに設定し、実際の使用水量によって回収しています。</p> <p>料金収入は、引き続き資金所要額を原価とした資金ベースで算定することから、企業債元利償還金の漸減や経常経費の縮減等により、総括原価が減少する見込みです。</p> <p>なお、平成17年度公営企業年鑑によると、企業団の供給単価（89.7m<sup>3</sup>/円）と給水原価（92.4m<sup>3</sup>/円）は、年間総配水量の多い方から10番目までの事業体における平均額（供給単価101.1m<sup>3</sup>/円、給水原価100.0m<sup>3</sup>/円）をいずれも下回っています。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>「平成2年6月16日付け自治企一第64号自治省財政局長通知による改正後の地方公営企業繰出金について」に基づき繰入額の額を見積もっています。</p> <p>構成団体の一般会計からの繰出しは、国庫補助対象事業に行われており、現在は、建設時繰出しとして、相模川水系建設事業の各年度の水道広域化施設に係る国庫補助基本額の3分の1に相当する額の繰出しを受けています。</p> <p>また、償還金繰出しとして、相模川水系建設事業の本勘定計上資産の平成元年以前の各年度の国庫補助基本額の3分の1（昭和56年度から平成元年度までは30分の7）に相当する額の企業債に係る当該年度の元利償還金及び創設事業の本勘定計上資産に係る元利償還金についても繰出しを受けています。</p> <p>なお、繰出し額の総額は、相模川水系建設事業に係る建設時繰出しが平成19年度に、創設事業に係る元利償還金繰出しが平成21年度に順次終了していくこともあり、総体的に漸減していく傾向にあります。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。



#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p>	<p>平成18年6月に施行されました「行政改革推進法」は、国家公務員の総人件費改革として、平成17年度末職員数から5年間（平成22年度末）で5パーセント以上の純減を図ることを目標としています。当企業団ではかねてから退職者の不補充等をはじめとした人員抑制を継続して実施していますが、引き続き職員数の抑制を推進していきます。また、平成20年以降の大量定年退職者に技術力を維持継承させることを目的として、再任用制度を活用し、組織のスリム化に見合った職員数を目指します。行革推進法に照らした定数内職員数の目標は平成22年度末で約18パーセントの純減としています。</p> <p>また、地方においても給与制度改革について、職責に応じた給与体系の構築、国家公務員給与と民間賃金の比較方法のあり方等についての人事院における検討状況を踏まえた必要な措置を平成18年度から順次講ずることとしています。当企業団では平成19年度から国の給与構造改革に準じた給与制度改革を実施しておりますが、引き続き国並びに構成団体との給与水準の均衡を図ってまいります。</p>
<p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p>	<p>職員数は、平成17年度末の455名（常勤職員446名、再任用職員9名）に対し、平成22年度で約434名（常勤職員366名、再任用職員68名）を見込んでおり、これは常勤職員で約18%の純減に相当します。</p> <p>引き続き職員数の抑制を推進するとともに、平成23年度における目標常勤職員数を348名（対18年度比で約20%の削減）とし、目標（平成26年度：常勤職員数312名）の達成に努めていきます。 【課題①・課題②】</p>
<p>○ 給与のあり方</p>	<p>過去5年間においては、企業手当、交替制勤務手当、危険手当等の特殊勤務手当をはじめとする諸手当の整理削減を実施いたしました。</p> <p>平成19年4月に実施いたしました給料構造改革では、国を超える引き下げを行うと同時に、改定にあたり新旧給料の差額を全額現給補償は行わないこととすることでよりいっそうスピード感のある改革をおこないました。 【課題③】</p>
<p>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p>	<p>平成19年4月に実施いたしました給料構造改革は、級別職務分類の見直しやいわゆる「ワタリ」の廃止、初任給の是正等とあわせ、全職員平均で約12%（最大17%）のマイナス改定を実施し、全職員に対して現給補償は行っておりません。地域手当については、給料月額の見直しを行っていないことから、経過措置期間を設けずに平成19年度から国における支給基準に基づく支給割合としております。</p>
<p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p>	<p>経営改革プランの策定により平成26年度までに、順次、職員の抑制を図る計画としております。技能系職員は、これまで10年間採用をしておらず、現在は総職員数に占める割合が約1%となっており、今後も採用する計画はありません。また、事務及び技術系職員の減少に対する適正人員の確保策の一つとして、技能系職員の職種転換を促進する計画としておりますので、今後の推移をみながら給与体系について検討したいと考えております。</p>
<p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p>	<p>退職時における特別昇給については、平成16年度に廃止済みであります。</p> <p>退職手当支給率については、国家公務員の退職手当支給率を適用しております。</p>
<p>◇ 福利厚生事業のあり方</p>	<p>健康保険組合の事業主負担につきましては、神奈川県職員と同様に地方職員共済組合神奈川県支部の組合員となり、共済事務事業を運営していません。</p>

<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p>	<p>計画前5ヵ年間で委託料・動力費等経常的経費の消費抑制について取り組んできていますが、引き続き抑制に努めるほか、4浄水場及び2取水管理事務所において排水・排砂処理運転管理委託を全面的に行っています。</p>
<p>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p>	<p>(1) 計画前5ヵ年間の主な縮減の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 賃 金 非常勤職員の減員（平成17年度）</li> <li>② 旅 費 日当の廃止（平成17年度）</li> <li>③ 燃 料 費 相模原浄水場排水処理用燃料の灯油から都市ガスへの変更（平成17年度）</li> <li>④ 委 託 料 当初予算編成時のマイナスシーリング設定、水質計器保守委託等の労務単価及び水道施設巡回監視委託等の委託内容（巡視箇所数、点検回数など）の見直し（平成15及び17年度）</li> <li>⑤ 動 力 費 契約電力量（基本料金）の見直し</li> <li>⑥ 消費的経費 備消耗品、印刷製本費、雑費等の抑制</li> <li>⑦ そ の 他 被服貸与基準の見直し（品目整理と貸与方法の見直し）、共通物品払出制度の廃止</li> </ul> <p>(注) V 繰上償還に伴う経営改革促進効果の改善額 改善額が算出できるものに限定し、上記（1）の費用を対前年度決算実績増減に基づいて算出し、維持管理費等に整理しました。</p> <p>(2) 計画期間の主な縮減の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動 力 費 契約電力量（基本料金）の見直し（平成19年度）、導水路及び送水管路の未利用エネルギーを活用した小水力発電設備設置（平成19年度）に伴う電気料金削減額</li> </ul> <p>(注) V 繰上償還に伴う経営改革促進効果の改善額 改善見込額が算出できるものに限定し、維持管理費等に整理しました。</p>
<p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>4浄水場・2取水管理事務所の排水・排砂処理運転管理委託を昭和49年度より順次導入し、現在では全面的に実施しています。また、平成15年度からは相模川水系寒川事業を改正水道法による制度化された第三者委託で行っています。 なお、寒川事業は、宮ヶ瀬ダム開発水のうち当企業団が相模川水系建設事業（第2期）において利用を予定している部分と構成団体が持つ既存施設をともに有効活用するための暫定的な事業です。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>平成16年3月に当企業団のホームページをリニューアルし、経営情報等の公開と広報の充実を図っています。本ホームページにおいて、経営改革プランをはじめとした経営健全化のための取組み、財政計画・予算・決算に係る財務情報、議会・監査に係る情報の公開を推進しています。</p> <p>(1) <b>情報公開制度</b>          末端の水道利用者をはじめとした住民への説明の責務を果たすことを目的として、平成15年2月に制定された情報公開条例に基づき、同年10月から情報公開を行っています。</p> <p>(2) <b>個別外部監査制度</b>          事業の透明性や公正で効率的な運営確保を図り、さらに監査機能を充実強化する目的で、個別外部監査契約に基づく監査に関する条例を平成17年4月1日に施行しました。          本条例に基づき、平成17年度（期間：平成17年7月21日～平成18年1月17日）において、公認会計士を監査人として、「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」を監査事項として実施しました。</p> <p>(3) <b>環境会計への取組み</b>          環境に配慮した経営管理、職員への環境意識の醸成によるコスト削減及び環境保全活動の促進を目的として、平成15年度に環境会計を導入し、同年10月から公表しています。          なお、環境省の「環境会計ガイドライン」に沿って作成しています。</p> <p>事務事業評価制度を平成16年度から導入しています。          内部経営管理手法として、事務事業の目標に対する成果の検証と明確化、目標に対するさらなる指向性の向上をはかり、経営改善を促進していきます。          また、評価結果を予算・組織・定員管理等に反映し、より一層の経営効率の向上を図っていきます。          さらに、外部に対し、企業団が実施した事務事業の説明責任を果たしていきます。</p>

<p>5 その他(施設の省力化、資本投下の抑制等)</p>	<p>(1) 施設更新改良計画(平成17年度～26年度)など</p> <p>平成15年3月策定の「施設更新計画」(平成15年度～24年度)は、安定供給の確保、安全かつ良質な水道水の確保を目標として、老朽化、危機管理、水運用等の対策、水質管理及び改善及び環境対策等の施策を織り込んで策定し、執行に当たって、更なる設備の延命化等の施策を講じた結果、一定の整備費用削減の成果が得られています。</p> <p>見直しに当たっては、現計画の基本的な方針に沿い、施設機能の低下を招くことなく、修繕対応による設備の延命措置への切替や施設運転の効率化による更新の見送りを実施するなどの変更とともに、次の事項について重点的に精査を行い、コスト削減を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全般的に、機械・電気設備機器について市場単価を採用したこと。</li> <li>・ 個別要素としては、排水処理設備、耐震補強、活性炭注入設備、管理センター及び供給点の更新について、施工内容を見直したこと。</li> <li>・ その他として、沈澱池傾斜板、建屋及び門柵塀の改良・更新について、修繕対応としたこと。</li> </ul> <p>以上の見直しに加え、平成24年度までの現行計画を2ヶ年延伸し平成26年度までとする、新たな「施設更新改良計画(総業費を約197億円)」として再構築しています。</p> <p>また、財源措置についても、徐々に起債への依存率を引き下げ財務体質の改善を図っていきます。</p> <p>さらに、修繕の実施にあたっては、浄水場等の電気・機械・計装設備の劣化対策・精密点検等をはじめとし単年度11億円から12億円程度の執行を予定しています。</p> <p>執行にあたっては、各工事の必要性、設備の延命化、ライフサイクルコストの低減、費用の平準化等を前提に、更新・修繕時期の適見直しを図るほか、更新改良にあたっては、新技術の採用による省スペース化等の付加価値対策を推進し、保守性の向上を図っていきます。</p> <p>(2) 相模川水系建設事業(第1期)計画変更</p> <p>昭和55年度に着手した相模川水系建設事業(第1期)は、平成18年度には全量給水体制が整備され、平成19年2月には第10回目の計画変更(工期の2ヶ年延伸と事業費の圧縮)を経て、終盤を迎えています。</p> <p>第10回目の計画変更にあたり、伊勢原、太田和の2調整池及び朝比奈・港南台間送水管布設工事などの残工事について、管布設ルートや工法等の選定に際し、コスト削減を最優先に再検討を加えた結果、既完成工事の減額と合わせ5億5千万円の事業費の減額を行い、事業費総額を7,350億円に変更しています。</p> <p>(3) 入札・契約制度及びその運用の改善</p> <p>平成17年度において、条件付一般競争入札の適用対象を設計金額3,000万円以上の工事(従来は5億円以上)に拡大したほか、神奈川県が県内市町村と組織する神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会に平成17年度から加入し、平成18年度から電子入札制度(注)の適用を開始しました。</p> <p>こうした取組みの結果、随意契約の減少及び指名競争入札における登録業者数の増加等改善が図られました。</p> <p>さらに、随意契約についても、高度な技術的知識及び技術的判断並びに応用力が要求される工事の契約について、プロポーザル方式を導入しています。</p> <p>今後も引き続き透明性、公正性及び競争性の確保並びに向上を進め、更なる改善に取り組みます。</p> <p>(注) 平成19年度現在では、設計金額3,000万円以上の工事及び500万円以上の建設工事に係る地質調査・測量・設計の計画調査委託を対象とした条件付き一般競争入札と、3,000万円未満の工事及び500万円以上の一部のその他委託及び物件を対象とした指名競争入札に適用しています。</p> <p style="text-align: right;">【課題④】</p>
-------------------------------	---

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト削減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>職員数については、平成26年度における目標常勤職員数を312名（対平成16年度比で約32パーセントの削減）といたします。人件費については、国を超える引き下げを行った給料構造改革を平成19年4月に実施し、改定にあたっては、新旧給料の差額に対し全額の現給補償は措置せず、スピード感のある改革をおこないました。引き続き、国及び構成団体給料水準との均衡をはかっていきます。</p> <p style="text-align: right;">【課題①・課題②・課題③】</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>○ 更新投資の見直し</p> <p>施設更新改良計画（総事業費197億円）については、執行時期の見直し、入札制度の改善をはじめとした工事費の削減施策をもって、引き続き事業費の適切な執行管理に努めます。また、財源となる企業債発行額の段階的な抑制により経営体質の強化を図ります。相模川水系建設事業（第1期）については、事業最終年度（平成19年度）であり、事業完了に向け更なる工事費削減を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【課題④】</p> <p>○ 現行財政計画（平成15～19年度）期間における用水供給料金減免措置</p> <p>平成17年度において、相模川水系建設事業（第1期）における相模原浄水場の増強工事完成に伴う浄水能力の増量（112,500m<sup>3</sup>/日）により、各構成団体の平成18年度以降の基本料金負担の増加が予定されていました。一方、企業団の財政状況は、平成16年度決算までに職員給与費をはじめとした経常的経費の削減、企業債発行額の抑制及び建設改良費の縮減等の経営努力により資金改善が見込まれました。その上で、経営改革プランに基づく平成17～平成19年度の経営改善効果を取り込んで見直した結果、直営事業基本料金について平均△12.39%の減免を実施（平成18～平成19年度の限定措置）し、構成団体の受水費負担の引き下げを図りました。なお、軽減額は、4構成団体の2ヵ年合計額で約94億円となります。</p> <p>○ 今後の施策の方向性</p> <p>(1) 料金水準 平成18・19年度の減免後の負担水準を基本に、引き続き4構成団体の負担軽減に資するため、現在、財政計画を策定し、構成団体と平成20年度以降の負担水準のあり方について協議中であります。</p> <p>(2) 累積欠損金の解消 当企業団は、設立以来、長期にわたり創設事業・相模川水系建設事業といった大規模水源開発事業を実施してきました。こうした施設の稼働直後は減価償却費をはじめ支払利息など資本費が増高し、損益ベースでの料金水準は非常に高いものになってしまいます。このため、事業費用のうち現金支出を伴わない減価償却費は原価対象から控除する資金ベースでの料金算定を行い、受水団体の料金負担水準を引き下げました。このため、損益計算上、莫大な欠損金が生じているものです。大規模用水供給事業の持つ構造的な財務体質ではありますが、今後は企業債元利償還金や減価償却費は漸減傾向にあり、経営改革プランの着実な実施により、職員給与費や消費的経費を抑制し、単年度損益の改善に努めてまいります。平成18年度末で純損失は18億円、繰越欠損金は169億円になる見通しです。構成団体からは引き続き料金の低廉化を求められていますが、平成27年度の繰越欠損金の解消をめざし、料金負担水準を決定してまいります。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（１）から（５）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込み)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
<b>【収入の確保】</b>														
2	料金改定率(注)		△11.06%			△12.39%		△12.39%						
	改善額(料金の適正化)※1													
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他( )													
	改善額													
<b>【経費の削減】</b>														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)(※H13 4,564)	4,410	4,269	4,143	3,942	3,719		3,796	3,664	3,493	3,224	3,102		
	改善額	154	295	421	622	845	2,337	768	900	1,071	1,340	1,462	5,541	
	基本給(※H13 2,623)	2,612	2,566	2,533	2,464	2,387		2,408	2,275	2,143	2,006	1,937		
	改善額	11	57	90	159	236	553	215	348	480	617	686	2,346	
	手当等(※H13 1,941)	1,798	1,703	1,610	1,478	1,332		1,388	1,389	1,350	1,218	1,165		
改善額	143	238	331	463	609	1,784	553	552	591	723	776	3,195		
	職員給与費(退職手当)	483	423	440	480	491		486	403	492	483	465		
1	職員数(人)	472	468	463	455	445		442	439	440	434	438		
	常勤職員	470	465	459	446	434		429	418	399	366	348		
	再任用職員	2	3	4	9	11		13	21	41	68	90		
	増減数(人)	0	△4	△5	△8	△10	△27	△3	△3	1	△6	4	△7	
2	維持管理費等(※H13 1,377)	1,328	1,196	1,196	1,135	1,044		1,007	986	986	986	986		
	改善額(適正化)	49	181	181	242	333	986	37	58	58	58	58	269	
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)						0						0	
	その他( )													
	改善額						0						0	
	累積欠損金比率	17.9%	27.6%	32.3%	31.7%	37.4%		38.8%	41.6%	40.0%	36.7%	30.9%		
	増減	6.0%	9.7%	4.7%	△0.6%	5.7%		1.4%	2.7%	△1.4%	△3.4%	△5.8%		
	企業債現在高	387,957	371,965	352,631	334,503	317,695		306,453	289,273	271,207	253,318	235,114		
	増減	△16,161	△15,992	△19,334	△18,128	△16,808		△11,242	△17,180	△18,066	△17,889	△18,204		
							計画前5年間改善額 合計	3,323					改善額 合計	5,810

(注) 平成18年度及び平成19年度については、直営事業基本料金の一部免除を実施しています。

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。  
 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 3,420

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込み)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	7,886	7,948	8,004	8,059	8,121	8,185	8,230	8,274	8,350	8,380
年間総有収水量(千㎡)	479,453	484,939	534,671	530,260	539,746	522,891	521,731	541,660	528,593	527,186
公称施設能力(㎡/日)	2,394,300	2,513,300	2,513,300	2,513,300	2,625,800	2,625,800	2,625,800	2,625,800	2,625,800	2,652,400
1日最大配水量(㎡/日)	1,637,330	1,500,480	1,755,910	1,622,080	1,729,270	1,724,500	1,821,600	1,883,200	1,849,200	1,848,000
最大稼働率(%)	68.4%	59.7%	69.9%	64.5%	65.9%	65.7%	69.37%	71.72%	70.42%	69.67%
供給単価(円/㎡)	103.1	97.3	89.0	89.6	83.4	86.0	83.6	80.9	82.6	83.5
給水原価(円/㎡)	114.0	110.3	97.1	92.4	87.7	88.1	85.5	80.4	80.3	79.4

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

--